

重要事項説明書（訪問リハビリテーションサービス）

あなたに対する訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者(法人)概要

名称・法人種別

名称・法人種別	医療法人社団 永研会
代表者名	理事長 城戸 英希
所在地・連絡先	住所：東京都世田谷区南烏山5丁目19番10号 賀茂ビル1階 電話：03-5315-5558 F A X：03-5315-5559

2. ご利用事業所

事業所名	ちとせクリニック
管理者名	金井 文彦
事業所番号	1315532965
所在地・連絡先	住所：東京都世田谷区南烏山5丁目19番10号 賀茂ビル1階 電話：03-5315-5111 F A X：03-5315-8388

介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている事業所名称	ちとせクリニック (1315532965号)
各事業所につき介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている居宅サービスの種類	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

3. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日を除く）
営業時間	8：30～17：30

4. ご利用事業所の職員体制

職	職務内容	員数
医師	訪問リハビリテーションを実施するにあたり、訪問リハビリテーション計画の作成に係る診療を行います。	7名
理学療法士	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って指定訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。 6 リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、適切なサービスを提供します。 	12名
事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問リハビリテーションを実施するにあたり、契約業務を行います。 2 訪問リハビリテーションを実施するにあたり、診療スケジュールの調整をいたします。 3 実施した訪問リハビリテーションの請求業務を行います。請求金額については利用者へ書面にてご報告いたします。 	2名

5. 事業所の特色等

事業の目的

介護保険法令及び契約に従い、利用者に対して利用者が可能な限り、その自宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るように、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るための援助を提供する。

運営の方針

- ①当事業所の理学療法士は、利用者様の心身の特徴をふまえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように、援助を提供する。
- ②事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

虐待・身体拘束の防止のための措置に関する事項

- ①事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - (1) 虐待・身体拘束の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待・身体拘束の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止・身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 事業者は、利用者様が成年後見制度を利用できるよう支援を行う。
- ②前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- ③事業所は、当該利用者または利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合は態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行う。

衛生管理についての事項

- 事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
 - (2) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
 - (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (4) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

業務継続に向けた取組の強化についての事項

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションのサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

6. 事業の実施地域

①調布市

人間町 1～3 丁目、上石原 1～3 丁目、菊野台 1～3 丁目、国領町 1～8 丁目、小島町 1～3 丁目
佐須町 1～5 丁目、柴崎 1～2 丁目、下石原 1～3 丁目、深大寺北町 1～7 丁目、深大寺東町 1～8 丁目
深大寺南町 1～5 丁目、深大寺元町 1～5 丁目、仙川町 1～3 丁目、染地 1～3 丁目、多摩川 1～7 丁目
調布ヶ丘 1～4 丁目、西つつじヶ丘 1～4 丁目、東つつじヶ丘 1～3 丁目、富士見町 1～4 丁目
布田 1～6 丁目、緑ヶ丘 1～2 丁目、八雲台 1～2 丁目、若葉町 1～3 丁目

②三鷹市

北野 1～4 丁目、新川 1～6 丁目、中原 1～4 丁目、野崎 1～4 丁目

③狛江市

和泉本町 1～4 丁目、中和泉 1～5 丁目、西和泉 1～2 丁目、西野川 1～4 丁目
東野川 1～4 丁目

④世田谷区

北烏山 1～9 丁目、砧 3.5.6.7.8 丁目、上祖師ヶ谷 1～7 丁目、給田 1～5 丁目
成城 1～9 丁目、祖師谷 1～6 丁目、千歳台 2.5.6 丁目、南烏山 1～6 丁目

⑤杉並区

上高井戸 1～2 丁目、久我山 1～3 丁目

7. 利用料（利用者負担額）

訪問リハビリの指示のため概ね3月に1回、当院の医師による診察が必要となります。
 その際、診察による料金は発生しません。

① 介護保険支給限度基準内の利用料（要介護 概算）

1回あたりの自己負担額

地域区分（1級地）

項目	40分		60分	
訪問リハビリテーション費	1割	684円	1割	1026円
	2割	1368円	2割	2052円
	3割	2052円	3割	3077円
サービス提供体制強化加算（I）	1割	14円	1割	20円
	2割	27円	2割	40円
	3割	40円	3割	60円
移行支援加算	1割19円 2割38円 3割57円			

1日あたり（退院退所日または訪問リハビリテーション開始日から3か月内）

認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1割	267円	2割	533円	3割	800円
----------------------	----	------	----	------	----	------

② 介護保険支給限度基準内の利用料（要支援 概算）

1回あたりの自己負担額

地域区分（1級地）

項目	40分		60分	
予防訪問リハビリテーション費	1割	662円	1割	993円
	2割	1323円	2割	1985円
	3割	1985円	3割	2977円
予防サービス提供体制強化加算（I）	1割	14円	1割	20円
	2割	27円	2割	40円
	3割	40円	3割	60円

利用開始日の属する月から12月超えた場合

予防訪問リハ12月超 減算	(20分あたり) 1割-33円 2割-66円 3割-98円			
---------------	-------------------------------	--	--	--

③ 要介護・要支援 共通（概算）

1月あたりの自己負担額

口腔連携強化加算	1割	56円	2割	111円	3割	167円
----------	----	-----	----	------	----	------

退院時1回あたりの自己負担額

退院時共同指導加算	1割	666円	2割	1332円	3割	1998円
-----------	----	------	----	-------	----	-------

1日あたり（退院退所日または要介護認定効力発生日から3か月内1週間に20分を2日以上）

短期集中リハビリテーション実施加算	1割	222円	2割	444円	3割	666円
-------------------	----	------	----	------	----	------

④ 介護保険支給限度額を超えた場合の利用料（40分 要介護・要支援 概算）

訪問リハビリテーション費	要介護	6837円	要支援	6615円
サービス提供体制強化加算（I）	133円			
移行支援加算	188円			
短期集中リハビリテーション実施加算	2220円			

上記料金表については、令和6年4月1日現在、厚生労働省より告示されたものです。
 これ以降に厚生労働省より改定告示があった際はその告知内容にて設定されます。

8. 損害賠償

- ①乙は、甲に対する訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対し損害を賠償します。但し、乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- ②前項の場合、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額又は免除することができます。
- ③事故発生時乙は市区町村、当該利用者家族、居宅介護支援事業所に対して必要な措置を講じます。

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
	ご利用方法 電話 03-5315-3363
	ちとせクリニック

※上記の他、

調布市役所 福祉健康部 福祉総務課 電話 042-481-7101～2・7323

三鷹市役所 健康福祉部 高齢者支援課 高齢者相談係 電話 0422-45-1151

狛江市役所 福祉保健部 介護支援課 電話 03-3430-1111

杉並区役所 高齢者在宅支援課 在宅療養支援担当 電話 03-5307-0782

世田谷区役所 世田谷区在宅医療電話相談センター 電話 03-5478-9117

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口担当 電話 03-6238-0177

以上にも苦情申立窓口があります。

10. ご利用者の体調急変の場合

ご利用者の体調が急変の場合には、下記の窓口にご連絡を下さい。

ちとせクリニック 訪問リハビリテーション 電話 03-5315-5111